

保護者 様

学校における医薬品の使用について（お願い）

本校では、学校教育活動中における医薬品の使用介助について、保護者様より別紙様式1～5「医薬品の使用介助依頼書」を提出していただき、実施しております。

つきましては、書類の提出等について御理解と御協力のほどよろしくお願い致します。

記

1 「医薬品の使用介助」とは

教育活動の中で、幼児児童生徒自らが医薬品を使用する場合、必要な手続きを経た後に、教師がその使用を介助すること。具体的には、軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬の挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を行う際に、その行為を介助することを指す。

1. 対象者

- （1）学校で医薬品を使用する際に介助が必要な幼児児童生徒
- （2）寄宿舎生は医薬品を使用する児童生徒全員

2. 依頼方法

- （1）年度当初または医薬品の使用を開始する時に「医薬品の使用介助依頼書」を記入し、薬局から出される医薬品の説明書（コピー可）を添えて学級担任へ提出。
- （2）医師から処方された医薬品のみとし、市販薬は対象外である。
- （3）入院・入所して治療する必要がなく、容態が安定しているときに行う。
- （4）医薬品の内容により、副作用の危険性が生じると考えられる場合は、依頼を受けられない場合がある。
- （5）1回分ずつ分けて袋に入れ、使用する日時と氏名を書く。
- （6）水薬等の複数回分がまとめられている医薬品は、1回量に分けて持参する。

3. その他

- （1）担任は空袋等を家庭へ返し、実施したことを報告する。
- （2）実施後に変調がみられた場合や誤って実施された場合、学級担任・寄宿舎担任は速やかに保護者に連絡する。
- （3）実施内容、方法の変更または中止の場合、保護者は速やかに学級担任・寄宿舎担任へ連絡する。学級担任・寄宿舎担任は医薬品と依頼書を確認する。

2 「医薬品の使用介助」の種類と手続き・内容

種類	対象	様式	手続き等
定時	日常的に使用の介助が必要な幼児児童生徒	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回分ずつ毎日持参する。（舎泊の場合、1回分ずつ回数分） ・ 依頼書は1回の提出で、一定期間有効。
臨時	突発的に使用の介助が必要となった幼児児童生徒	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回分ずつ毎日持参する。（舎泊の場合、1回分ずつ回数分） ・ 依頼書はその都度提出。
宿泊学習時	宿泊学習時に使用の介助が必要な幼児児童生徒	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回分ずつ回数分持参。 ・ 依頼書は宿泊学習の3日前までに、医薬品とともに提出。
緊急時	緊急時（てんかんなど）における対処が必要な幼児児童生徒 ※判断を要する服薬（頓服等）	4-1 4-2 4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学級担任にご相談ください。</u>必要な手続きを経た後、依頼書を配布。 ・ 4月初め、医薬品と依頼書を医師の指示書とともに学級担任へ提出。 ・ 医薬品と依頼書および医師の指示書は保健室に保管し、緊急時は保護者に連絡後、原則として養護教諭が使用を介助する。 ・ 医薬品の返却は3月末とし、次年度4月初めに新しいものと交換。 ・ 医師の指示書は、その内容について毎年3月に医師に確認する。
災害時	日常的に医薬品の使用の介助が必要な幼児児童生徒	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月初め、1日分の医薬品と依頼書をパッケージしたものを学級担任へ提出。 ・ パッケージ(医薬品と依頼書)の保管場所については通学カバンの中が望ましいが、幼児児童生徒の実態に応じて保護者と学級担任で相談。